

別紙

○ 講評

本プロポーザルの審査については、いの町庁舎建設検討委員会委員2名、いの町庁舎建設検討ワーキングチーム委員1名、町職員2名で構成するいの町新本庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、審査実施要領に基づき審査しました。

その審査は、第一次、第二次に分けられ、第一次審査では、「事務所の実力」「担当チームの能力」について審査しました。審査の方法は、提出された書類を審査し、参加表明のあった4者とも経歴、能力を有するものと判断しました。

第二次審査では、「基本コンセプト、業務の実施方針等」「特定テーマに対する技術提案」について期日までに提出のあった技術提案を審査しました。審査の方法は、15分間のプレゼンテーション、10分間のヒアリングを実施し、5名の審査委員がそれぞれ評価して行きました。4者のプレゼンテーション終了後、審査委員それぞれの評価を協議したうえで、最終的に評価の高かった、昭和・上田設計共同企業体が最優秀者として特定しました。

最優秀者となった昭和・上田設計共同企業体の提案は、「千年和紙に育まれた百年庁舎」というコンセプトに地震と水害の両方に強い百年庁舎の実現などが提案され、全ての項目において高い評価を得ました。

次点者の提案は、「つよく」「あたたかく」「やさしく」「しなやか」を基本コンセプトにわかりやすい動線といった項目では高い評価を得ましたが、わずかな差で次点者となりました。

その他の提案者においても、いの町の歴史や気候に配慮した庁舎の提案などそれぞれ独自の特徴ある提案をいただきましたが、最優秀者の提案が最も高く評価される結果となりました。

本プロポーザルに参加され、貴重な時間と労力を費やされて真摯に努力いただいた関係各者に心から感謝いたします。

平成23年9月2日

いの町新本庁舎建設基本設計プロポーザル

審査委員長 筒井正典